

## 監視されるオフィス

2005年4月1日の個人情報保護法の施行、また、相次ぐ情報流出事件をうけて、多くの企業ではその対策に追われている。

現在、企業情報システムは、ほとんどがインターネット技術を利用しており、インターネットというオープンな仕組みの中で、いかにセキュリティを高めるのが各企業の課題となっている。監視ソフト（high-tech surveillance software）はそうしたニーズに応えるものであり、多くの企業で導入が進められている。これはユーザ（従業員）それぞれに割り当てられたPCの、インターネットでアクセスしたサイト、電子メールの送信先・受信元アドレスならびにメール本文、キーストロークなどを監視し、あわせてそれらのログを保存する機能を持っている。特定のキーワードが電子メールの題名や本文に含まれていると、それが直ちに管理者に通報され、管理者が社員に対してどのようなメールを送信したのか、あるいはしようとしているのかについて問いただすこともできる。

「一度でも顧客情報や企業秘密が流出したら取り返しがつかないですからね」と、ある大手企業の情報管理部長は言う。「従業員のプライバシーですって？会社で働いている時間に、しかも会社の設備を使って仕事をしているんですよ。プライバシーなんてあるわけないじゃないですか。そりゃ私だって社員を信用したいですよ。でも誰にでもうっかりミスはあるんだし。もはや社員に対しては、性悪説で対応しなければならない時代なんですよ。社員に監視ソフトのことを伝えているかって？そんな必要ありません」。この情報管理部長によれば、こうした監視体制をとっていれば、万が一、情報漏えいが発生したとしても、世間に対して申し開きができるし、訴訟に持ち込まれるリスクも少ないという。

一方、会社のノートPCを持ち出すことや、データを携帯可能なメモリに保存すること、社員個人のノートPCを会社に持ち込むことも厳しく制限されている。

「これじゃ仕事になりませんよ」と嘆くのは、同じ企業の研究所に勤めるベテラン研究員である。「私たちは社員とはいえ研究者です。研究のプロだからこそ、フレックス勤務も認められているし、家と会社のどちらでも仕事するのが当たり前なんです。それなのに会社でやりかけの仕事を家に持ち帰っちゃいけないなんて、どうにかしてほしいですね。おまけに会社から帰るときには部長にかばんの中をチェックされるし。そんなにわれわれを信用できないのかって思いますね」。

©2006 by Kiyoshi Murata

This case may be quoted or published without permission as long as it is not in any way and it carries the copyright notice.

### ケースメソッドのための質問

1. 職場においては従業員にプライバシーを認める必要がないという主張は正当化できるか。理由を明示して答えなさい。
2. 企業が監視ソフトを導入することがもたらすことは正当化できるか。正当化できるとすれば、それはなぜで、またどのような条件を満たす必要があるのか。正当化できないとすれば、それはなぜか。
3. 企業における情報管理体制を築く上で、注意すべきことは何か。